

三重県立こころの医療センター院内保育所運営業務委託仕様書

- 1 業務名
三重県立こころの医療センター院内保育所運営業務委託
- 2 業務内容
委託者が入所を許可した乳幼児を対象とした院内保育所の運営業務全般
- 3 契約期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 委託料
(1) 委託料の支払いは月払いとする。
(2) 月間委託料については、保育児童数により区分を設けることとし、区分については協議して定める。
- 5 履行場所
津市城山1丁目4-19
三重県立こころの医療センター つくしんぼ保育所
- 6 運営に関する基本的事項及び業務の範囲
(1) 保育所運営に関する関係法令等を遵守すること。
(2) 認可外保育施設指導監督の指針（平成28年6月20日雇児発第0620第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び県立病院院内保育所設置運営要綱に基づき、適正な保育所運営を実施すること。
(3) つくしんぼ保育所の入所のしおりに作成し、それに準拠した保育を行うこと。
(4) 保育児童の安全確保、健康の保持及び衛生の保持について、細心の注意を払うとともに、危機管理の徹底に努めること。
(5) 受託者は、委託者と連絡を密にして、円滑な保育所運営に努めること。
(6) 利用者数及び設備の状況により、1部屋での保育も可能であること。
(7) 受託者は、保育所運営に関する利用者アンケートを毎年行い、よりよい保育サービスを実施できるよう努力すること。
(8) 受託者が実施する保育サービスには、以下の内容も含まれるものとする。
 - ① 給食、副食の提供については以下のとおりとする。
 - ・ 食事及びおやつは受託者で準備し提供する。
 - ・ アレルギー対応食を必要とする園児は、受託者が委託者及び保護者と協議し適切に対応する。
 - ② 保育所内の小清掃を実施する。
 - ③ 保育所運営業務に関して委託者に以下の報告を行う。
 - ・ 保育業務日誌
 - ・ 献立表
 - ・ 従事職員名簿、勤務割表、非常時連絡表
 - ・ 年間行事表
 - ・ 保育所年間開所状況カレンダー
 - ・ その他重大事項が発生した場合における報告書

- (9) 委託者は、受託者に対し別途定める施設の使用及び設備等について無償貸与するものとし、受託者は貸与された設備、備品の使用にあたっては細心の注意を払い、良好な維持管理に努めること。
- (10) 受託者及び受託者の従業員は、業務上知り得た業務内容及び園児、職員に関する秘密を他に漏らさないこと。また、この契約の実施にあたり、またはこの契約の事務に関して知ることができた個人情報の取扱いについては、県が定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (11) 受託者は、業務担当者へのインフルエンザワクチンの予防接種の実施等、感染防止に努めること。なお、これらに要する経費は受託者の負担とする。

7 保育対象乳幼児

0歳児から5歳児（小学校就学前までの乳幼児）を対象とし、保育所の定員は25名とする。

8 基本保育時間及び休所日

(1) 昼間保育（昼間開所時間）

8：00 ～ 18：00

(2) 夜間保育（夜間開所時間）

18：00～翌日8：00（概ね3日毎、月9回）

(3) 休所日

- ・ 1月1日、2日、3日
- ・ 8月に3連休（日程は委託者と協議の上決定）
- ・ 上記のほか1ヶ月に5日（土・日に各2日と他1日）
- ・ 夜間保育の翌日は必ず開所すること

(4) 延長保育

最長19時30分まで

（祝日、夜間保育日を除く、開所日における月、水、金曜日。年間92回）

(5) 臨時保育

臨時保育については、保育所の利用時間帯で対応すること。

(6) 保育所利用時間

保護者の勤務形態	保 育 時 間
日勤	8：00 ～ 17：45
休み・深夜（泊り）	19：00 ～ 最長翌日 15：30
日勤・深夜（泊り）	8：00 ～ 最長翌日 15：30
遅勤（夕食）	勤務開始30分前 ～ 勤務終了後30分以内
準夜・休み（泊り）	16：00 ～ 最長翌日 10：00
準夜・日勤（泊り）	16：00 ～ 翌日 17：45
遅勤・早勤（泊り）	勤務開始30分前 ～ 翌日勤務終了後30分以内

※ 日々の勤務の事情により送迎時間が前後する場合がある。

※ 保育所の利用時間は、原則として勤務始業時刻30分前から勤務終了後30分までとする。上記保育時間の他、保護者の勤務形態に併せて設定すること。

※ 保護者の業務状況に応じて柔軟に対応すること。

9 業務に従事させる職員

業務に従事させる職員の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年生令第74号）第13条第1項に定める資格を有するものであること。
- (2) 本仕様書で示す委託業務を遂行するために、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条の規定に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条に定める基準以上の人員配置を遵守し、園児の状況によって増減させること。
- (3) 管理栄養士や栄養士等の配置は義務ではないが、給食や栄養管理に関し、管理栄養士等の指導を受けられる環境にあること。
- (4) 調理師の配置は義務ではないが、給食の調理配膳や衛生管理等について指導ができる調理員を置くこと。
- (5) 受託者は、業務の実施にあたり配置した業務従事者の中から責任者1名を定めること。責任者は保育実務経験が10年以上または同等の経歴、識見、能力を有するものとする。

10 経費の分担

(1) 発注者が負担するもの

- ① 保育室、遊具等業務遂行上必要な施設および備品
- ② 机、ロッカー等の事務用等の備品
- ③ 管理上必要な光熱水費
- ④ その他、発注者が負担することが適当であると認められるもの

(2) 受託者が負担するもの

- ① 折り紙、画用紙、クレヨン等保育用品（一部保護者負担）
- ② 乳幼児に与える食事材料およびおやつ
- ③ 午睡用布団のクリーニングに係る経費
- ④ パソコン、プリンター、電話機、FAX等の事務用機器
- ⑤ 事務用消耗品
- ⑥ 保育士の被服
- ⑦ 遠足、運動会、クリスマス会等の事業に係る経費（一部保護者負担）
- ⑧ 保険にかかる経費
- ⑨ その他、受託者が負担することが適当であると認められるもの

11 その他

(1) 遵守事項

- ① 保育所施設は、利用者が安全かつ快適に利用できるよう善良な管理を行うこと。
- ② 園児の安全確保、危機管理の徹底に努めること。
- ③ 保護者、病棟、各所属及び関係機関とは、良好な関係を維持すること。
- ④ 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。
- ⑤ 省資源、省エネルギーに努めること。

(2) その他

その他、本仕様書に記載のない事項は、双方が誠意をもって協議する。

12 参考

(1) 施設名称 つくしんぼ保育所

(2) 延床面積 236.89㎡

(3) 構造 RC造平屋建て

(4) 近年の利用児童数一覧

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	月極	臨時保育	合計
H29. 4	0 (0)	3 (4)	2 (2)	2 (1)	3 (2)	0 (3)	10名	延べ 12名	22名
H29. 10	0 (0)	3 (1)	1 (0)	2 (1)	2 (0)	0 (1)	8名	延べ 2名	10名
H30. 4	0 (0)	0 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	4名	延べ 2名	6名
H30. 10	1 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	4名	延べ 1名	5名
H31. 4	0 (0)	2 (2)	1 (0)	0 (3)	0 (0)	1 (1)	4名	延べ 4名	8名
R1. 10	0 (2)	4 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	5名	延べ 5名	10名

※1 () 外は月極保育の利用者数、() 内の数字は臨時保育の利用者数。

※2 1箇月の総利用時間が140時間以上の児童を月極利用、140時間未満の児童を臨時保育とし、臨時保育の延べ利用者数は、臨時保育の全児童の利用時間の合計を140で除して算出している。

※3 平成29年4月1日から5月31日までは小児心療センターあすなろ学園及び草の実りハビリテーションセンター職員の児童も利用していたため、H29.4の児童数には、当該児童数も含む。H29.10以降はこころの医療センター職員の児童のみ。

13 提供資料

- ・ 県立病院院内保育所設置運営要綱（別記1）
- ・ つくしんぼ保育所入所のしおり例（別記2）
- ・ 保育所施設図面（別記3）